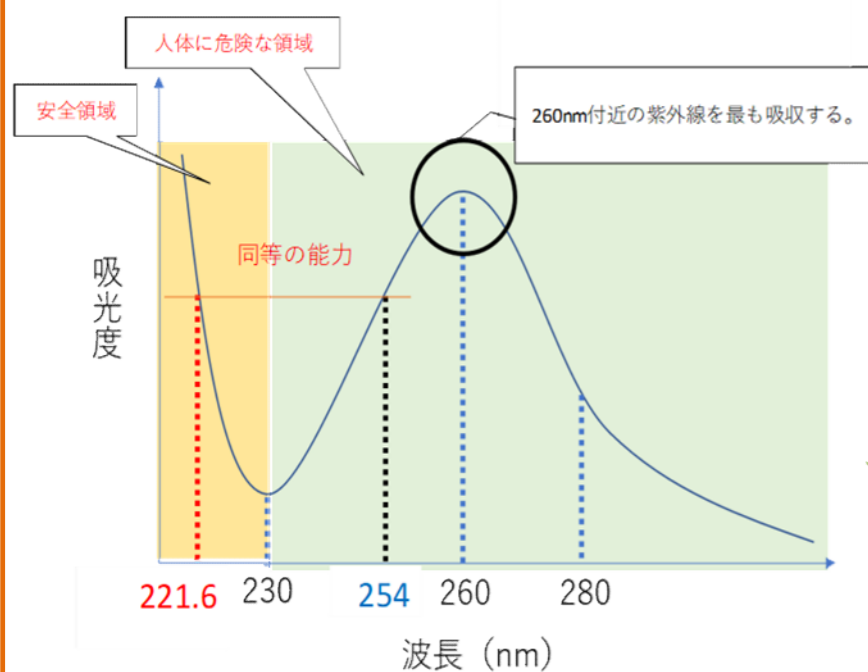


新型コロナウイルス抑制にも効果がある沖縄県産品ウイルス殺菌灯



人に優しい221.6nm波長紫外線でウイルスを不活化します。



高性能集塵空気清浄機

製造メーカー

OKiKA 株式会社沖華産業

沖縄県那覇市安謝264-3

TEL : 098-988-1899

販売元

株式会社アカリプラン

沖縄県南城市玉城字前川546-2

TEL : 098-863-5745

一般社団法人沖縄CO2削減推進協議会

お問合せ 〒900-0037 那覇市辻3丁目1番40号
TEL(098)988-6301 FAX(098)988-6302
受付担当者：上原

小規模事業者持続化補助金
〈低感染リスク型ビジネス枠〉

第2回受付開始

5月13日(木) ~ 7月7日(水)

第3回申請開始

7月7日(水) ~ 9月8日(水)

第4回申請開始

9月8日(水) ~ 11月10日(水)

第5回申請開始

11月10日(水) ~ 1月12日(水)

第6回申請開始

1月12日(水) ~ 3月9日(水)

執行団体：全国商工連合会

事務局HP：<https://www.jizokuka-post-corona.jp/index.html>

●本事業は、新型コロナウイルス感染症感染防止と事業継続を両立させるための対人接触機会減少に資する前向きな投資を行い、ポストコロナを踏まえた新しいビジネスやサービス等の導入を支援します

補助対象事業

- ①対人接触機会の減少に該当する項目を含む事業
- ②新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入する事業

補助対象者

- 日本国内に所在する小規模事業者(個人又は、日本国内に本店を有する法人)であること
- ①商業、サービス業(宿泊業・娯楽行除く)『常時使用する従業員数の数 5人以下』※飲食店など
- ②サービス業(宿泊業・娯楽業) 『常時使用する従業員数の数 20人以下』
- ③製造業その他 『常時使用する従業員数の数 20人以下』
- 下記に該当者は申請不可
- ①歯医者、個人農業、協同組合等の組合(企業組合は除く)、一般社団法人、公益財団法人
医療法人、学校法人、社会福祉法人等、申請時点で開業していない創業予定者
- ②資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されていないこと
- ③小規模事業者持続化事業等の補助を受けたことがある者(一般型、コロナ特別対応型、低感染リスク型)

補助率

補助率 3/4(上限100万円)

- ⑫感染防止対策費は、1/4(上限25万円)
- 緊急事態措置が実施された月のうち、いずれかの月間事業収入が2019年又は2020年の同月と比較して30%以上減少した事業者は1/2(上限50万円)。沖縄県は5月～7月が対象となる。

審査加点

- ①緊急事態措置による影響『緊急事態措置に伴い月間事業収入が2019年又は2020年の同月と比較して30%以上減少。沖縄県は5～7月が対象となる。』
- ②多店舗展開『必要書類の提出は不要。申請時に本社以外の事業所に関する事業所名等記載』
- ③賃上げ『補助事業完了後の1年間において給与支給総額を1年で1.5%以上増加計画を有す』

申請の際に、ご用意頂きたい資料

- 〈全事業者〉経営計画及び事業計画書(様式1)、宣誓同意書(様式2-1)or(様式2)、経費入力シート
- 〈個人事業者〉直近の確定申告書
- 〈法人〉貸借対照表及び損益計算書(直近1期分)
- 〈特定非営利活動法人〉貸借対照表及び活動計算書、現在事項全部証明書、法人税確定申告書
- 〈任意〉月間収入減少証明書(様式3) 賃上げ表明書(様式1) or (様式2)

補助対象経費

- ①機械装置等費『対人接触機会を減らすための機械装置の導入費用、移動販売車両の購入費用等』
- ②広報費『補助事業計画に基づく新たなビジネスやサービス等の取り組みを広報するための経費』
- ③展示会等出展費『新商品等をオンラインの展示会等に出展参加するために要する出展料等』
- ④開発費『新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する新商品の試作品や包装パッケージの試作開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払う経費』
- ⑤資料購入費『補助事業遂行に必要な不可欠な図書等を購入するために支払う経費』
- ⑥雑役務費『補助事業計画遂行に必要な業務・事務を補助するために補助事業実施期間中に臨時的に雇い入れた者の労務費、交通費等の経費』
- ⑦借料『補助事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払う経費』
- ⑧専門家謝金『事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼経費』
- ⑨設備処分費『本事業により作業スペースを拡大、改修する等の目的で既存設備を解体・処分する経費』
- ⑩委託費『上記①～⑨に該当しない経費であり、本事業に必要な業務の一部を第三者に委託する為の経費』
- ⑪外注費『上記①～⑩に該当しない経費であり、本事業に必要な業務の一部を第三者に外注する為の経費』
- ⑫感染防止対策費『申請者の業種・業態において該当する業種別ガイドラインに照らして実施する必要最小限の新型コロナウイルス感染症感染防止対策を行うために支払う経費』

- ※ ⑫のみの申請はできません。
- ※ 2021年1月8日以降の経費も遡って補助対象になります。

参考例ー飲食業(補助対象)

【対人接触減少対策】

- ①ノブ付きのドアから自動ドアへ更新し対人接触を減少させた。 **(全て補助対象)**

- ①完全予約制とし、人数制限を設ける。
- ⑦会計はキャッシュレスを導入する。(レンタル)

【新たなビジネス】

- ④オンライン注文を始め、テイクアウトを可能にする。

【感染症防止対策】

- ⑫大部屋にアクリル板を設置し、仕切りを設け個室にする。
- ⑫サーマルカメラによる体温チェック。(マスク注意付き機能)
- ⑫紫外線殺菌灯と高性能集塵空気清浄器を設置し、徹底した感染防止対策を行う。

※本事業終了後、状況報告があります。

外食業の事業継続のためのガイドライン厳守 URL:FSguideline_201130kai.pdf(jfnet.or.jp)

よくある質問 ; <https://onl.tw/4dCiY9M>